

平成31年第1回美幌町議会定例会会議録

平成31年3月 5日 開会

平成31年3月18日 閉会

平成31年 3月 8日 第4号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 9 号～議案第 20 号

○出席議員

1 番 高 橋 秀 明 君	2 番 大 江 道 男 君
3 番 新 鞍 峯 雄 君	4 番 上 杉 晃 央 君
5 番 稲 垣 淳 一 君	6 番 戸 澤 義 典 君
7 番 早 瀬 仁 志 君	8 番 岡 本 美代子 君
9 番 坂 田 美栄子 君	10 番 吉 住 博 幸 君
副議長 11 番 橋 本 博 之 君	12 番 中 嶋 すみ江 君
13 番 古 舘 繁 夫 君	議長 14 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君	教育委員会教育長 職務代理者 加 藤 哲 彦 君
農 業 委 員 会 長 鈴木 幸 往 君	監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 平 井 雄 二 君	総 務 部 長 広 島 学 君
民 生 部 長 高 崎 利 明 君	経 済 部 長 矢 萩 浩 君
建設水道部長 石 澤 憲 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
事務連絡室長 中 村 敏 文 君	会 計 管 理 者 武 田 孝 司 君
総 務 主 幹 小 室 保 男 君	庁 舎 建 設 主 幹 遠 國 求 君
防災危機管理主幹 河 端 勲 君	ま ち づ くり 主 幹 田 中 三 智 雄 君
政 策 主 幹 小 室 秀 隆 君	財 務 主 幹 中 尾 亘 君
契約財産主幹 大 場 正 規 君	税 務 主 幹 関 弘 法 君
環境生活主幹 渡 辺 靖 行 君	児 童 支 援 主 幹 多 田 敏 明 君
福 祉 主 幹 遠 藤 明 君	健 康 推 進 主 幹 大 場 圭 子 君
農 政 主 幹 佐々木 齊 君	みらい農業センター主幹 午 来 博 君
耕地林務主幹 伊 成 博 次 君	商 工 主 幹 後 藤 秀 人 君
観 光 主 幹 那 須 清 二 君	建 設 主 幹 川 原 武 志 君
施設管理主幹 中 沢 浩 喜 君	建 築 主 幹 西 俊 男 君
水 道 主 幹 御 田 順 司 君	病 院 総 務 主 幹 菅 敏 郎 君
地域医療連携主幹 高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長 志 賀 寿 君
教 育 部 長 田 村 圭 一 君	学 校 教 育 主 幹 以 頭 隆 志 君

学校給食主幹 岩 田 憲 次 君
町民会館主幹 齊 藤 浩 司 君
博物館主幹 鬼 丸 和 幸 君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 谷 川 明 弘 君

社会教育主幹 露 口 哲 也 君
スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君
農業委員会事務局長 酒 井 祐 二 君

○議会事務局出席者

事務局 長 藤 原 豪 二 君
議事係 長 橋 本 勝 君

次 長 佐 藤 和 恵 君
議 事 係 新 田 麻 美 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから平成31年第1回美幌町議会定例会、第4日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番中嶋すみ江さん、13番古館繁夫さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第9号から
議案第20号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第9号美幌町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第20号平成31年度美幌町病院事業会計予算についてまでの12件を議題といたします。

昨日に引き続き、順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。なお、説明者は、着席のままでの説明を許します。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の196ページでございます。

議案第14号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書の289ページをお開き願います。

平成31年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億1,377万5,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

310、311ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の9,218万3,000円の主なものは、職員9名分の人件費及びレセプト点検員などの臨時職員2名の賃金と電算システム等の事務費でございます。

国保事務の標準化及び効率化のため、業務等委託料の6行目、国保市町村事務処理標準システム対応プログラム改修委託料770万円と、その下の国保市町村事務処理標準システム連携保守委託料11万円を新規に計上しております。

他につきましては、前年度と大きく変わりありません。

2目連合会負担金、1,650万8,000円は、北海道国民健康保険団体連合会に対する負担経費でございます。

業務の効率化が図られることから、平成

30年度から運用を開始しております北海道クラウドに加入するための北海道クラウド構築負担金1,349万2,000円と、北海道クラウド追加ライセンス負担金87万円を新規に計上しております。

一番下の2項徴税费、193万4,000円につきましては、次の312ページ、313ページをお開き願います。

国民健康保険税の賦課徴収に係る経費でございます。

3項運営協議会費、12万9,000円につきましては、国民健康保険運営協議会委員報酬であります。

4項趣旨普及費、48万5,000円の主なものは、国保制度周知及びジェネリック医薬品使用啓発用パンフレットでございます。

314、315ページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、前年度まで一般被保険者と退職被保険者等の療養給付費等を目で分けておりましたが、退職被保険者の加入者の減に伴い、効率的な執行を図ることから、給付事業ごとに予算科目の組みかえをしております。

1項療養諸費、15億1,196万4,000円、2項高額療養費、2億1,752万円につきましては、過去の受診件数、療養給付費等の実績を推計し、計上しております。

316、317ページをお開き願います。

2目高額合算療養費につきましては、同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方の負担があり、合算した年間の負担額が規定の自己負担額を超えた場合の経費でございます。

3項移送費、20万円につきましては、移動が困難な被保険者が医師の指示により緊急的な必要性がある場合に要する経費であります。

4項出産育児諸費、1,050万6,00

0円は、前年度より1名減の25名分の出産育児一時金を計上しております。

318、319ページをお開き願います。

5項葬祭諸費、135万円につきましては、前年度より5名増の45名分の葬祭費を見込んでおります。

320、321ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、本町の医療費及び所得水準に基づき、北海道から示された納付金7億3,811万7,000円を計上しております。被保険者数の減少に伴い、前年度対比で3,348万円の減額となっております。

内訳につきましては、医療給付分5億3,178万4,000円、後期高齢者支援分1億4,949万9,000円、介護保険納付金分5,683万4,000円でございます。

次の324、325ページをお開き願います。

4款共同事業拠出金、2,000円につきましては、国保連合会が行う退職者や医療事務に係る負担金でございます。

次の326、327ページをお開き願います。

5款保健事業費、1項保健事業費、759万1,000円につきましては、生活習慣病予防や健康増進などの健康づくりに関する教室や講習会の開催及び、がん検診、個別予防接種等に係る経費であります。

2項特定健康診査等事業費、1,270万8,000円につきましては、医療費増大の要因の一つであるメタボリックシンドロームを予防し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、40歳から74歳までを対象に生活改善を指導するための健康診査、保健指導に係る経費でございます。

330ページ以降の6款基金積立金、7款諸支出金、8款予備費につきましては、前年度と大きな変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、298、299ページをお開き願います。

2、歳入。

1款国民健康保険税は、総額5億6,245万5,000円で、前年度対比689万円の増額であります。被保険者数が減少しておりますが、農業及び営業所得の増によるものであります。

また、歳出と同様に、一般被保険者と退職被保険者等の予算科目を組みかえております。

300、301ページをお開き願います。

2款道支出金17億9,492万4,000円は、北海道から交付される保険給付費に要する保険給付費等普通交付金17億4,154万円と予防・健康づくりに取り組む被保険者に対する保険者努力支援金及び特別調整交付金などの保険給付費等特別交付金5,338万4,000円を計上しております。

被保険者数の減少に伴い、保険給付費等普通交付金が4,965万5,000円の減額となっております。

302、303ページをお開き願います。

3款財産収入24万円は、国民健康保険基金の利子等でございます。

304、305ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金軽減分7,070万円につきましては、保険税の負担能力が低い低所得者に係る保険税軽減分、2割、5割、7割について、一般会計で収入される北海道負担分4分の3と美幌町負担分4分の1を繰り入れるものであります。

その下の保険基盤安定繰入金支援分4,445万2,000円につきましては、保険税の軽減対象の2割、5割、7割となった低

所得者数に応じた平均保険税の一定割合について、一般会計に収入される国庫負担分2分の1と北海道負担分4分の1と美幌町負担分4分の1を繰り入れるものであります。

その下の事務費等繰入金8,739万円につきましては、国保事業の運営に要する職員9名分の人件費及びレセプト点検員などの臨時職員賃金と電算システム等の事務費を繰り入れるものであります。

その下、出産育児一時金等繰入金700万円につきましては、出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものであります。

その下、財政安定化支援事業繰入金1,603万1,000円につきましては、交付税措置される国保財政安定化支援分を繰り入れるものであります。

その下、その他一般会計繰入金393万2,000円につきましては、地方単独事業の医療費に係る減額調整分を繰り入れるものであります。

2項基金繰入金、2,359万8,000円につきましては、国民健康保険事業費納付金等の収入不足を補填するため、国民健康保険基金より繰り入れするものであります。

なお、この繰り入れの結果、平成31年度末の基金残高は1億7,502万円の見込みであります。

306ページ以降の5款繰越金、6款諸収入につきましては、前年度と大きな変更はございません。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案の197ページでございます。

議案第15号平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書の347ページをお開き願います。

平成31年度美幌町の後期高齢者医療特

別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,817万8,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

364、365ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、941万6,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と電算システム等の事務費であります。

2項徴収費、25万9,000円につきましては、保険料の徴収に係る経費であります。

366、367ページをお開き願います。

2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金、2億8,819万3,000円につきましては、システム機器更新に係る経費減少に伴い、事務費負担金が前年度対比259万円減の826万円、被保険者数の増により、保険料等負担金は、前年度対比78万5,000円増の2億7,993万3,000円でございます。

368、369ページをお開き願います。

3款諸支出金、1項還付金及び還付加算金につきましては、1目保険料還付金に還付金と還付加算金として30万円を計上し、還付加算金を廃目といたしました。

次の370、371ページをお開き願います。

4款予備費につきましては、前年度と変更ございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、354、355ページをお開き願います。

2、歳入でございますが、後期高齢者の

医療費等は、患者の自己負担額を除き、約5割を公費負担、約4割を現役世代の医療保険が支援金として負担し、残りの約1割を後期高齢者の保険料で賄っております。公費負担の割合は、国が4、北海道が1、美幌町が1の割合でございます。

1款、1項後期高齢者医療保険料、2億327万4,000円につきましては、被保険者数の増及び保険料特例軽減の見直しに伴い、前年度対比899万3,000円の増額を見込んでおります。

次に、356、357ページをお開き願います。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、1,794万3,000円につきましては、広域連合への事務費負担金と職員1名分の人件費、事務費の繰入金であります。

その下の2目、保険基盤安定繰入金7,665万7,000円につきましては、保険料の低所得者に対する7割、5割、2割の政令本則の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の北海道負担分に美幌町負担分4分の1を加えた繰入金でございます。

358、359ページの3款繰越金につきましては、前年度と変更はございません。

360、361ページをお開き願います。

4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、3項雑入につきましては、前年度と変更はありませんが、2項償還金及び還付加算金につきましては、歳出と同様に、保険料還付金に還付加算金を計上し、還付加算金を廃目としております。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

続きまして、議案の198ページでございます。

議案第16号平成31年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明いたしま

す。

別冊の予算書の379ページをお開き願います。

平成31年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億8,799万1,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

404、405ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、2,947万7,000円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費と電算システム等の事務費であります。介護系システム保険者クライアント電子計算機の更新に伴う庁用備品41万3,000円を計上しております。

他につきましては、前年度と大きく変わりはありません。

その下、2項徴収費、35万6,000円につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る経費であります。

下段の3項介護認定審査会費、1,743万2,000円は、1目介護認定審査会費で、介護認定審査会の運営に係る経費639万4,000円と、次の406、407ページの2目認定調査費において、介護認定調査に係る臨時職員賃金及び訪問調査委託料の経費1,103万8,000円を計上しております。

408、409ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費15億4,268万4,000円、2項介護予防サービス等諸費、5,695万7,000円につきましては、介護保険事業計画に基づき、計上しております。

一番下の3項高額介護サービス等費、3,898万6,000円につきましては、自己

負担の合計額が一定の額を超えた場合に、超えた分を払い戻す制度で、実績見込みにより前年度より109万8,000円の増額であります。

410、411ページをお開き願います。

4項高額医療合算介護サービス等費、615万1,000円につきましても、実績見込みにより、前年度より17万3,000円の増額であります。

その下、5項特定入所者介護サービス等費、7,949万7,000円につきましては、低所得の施設サービス利用者等に係る保険給付対象外の食費、住居費に対して、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付する制度で、実績見込みにより前年度より224万円の増額であります。

6項その他諸費、172万8,000円は、介護給付費審査支払手数料であります。

412、413ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、5,257万円につきましては、制度改正に伴い、平成29年4月から予防給付事業として実施していた要支援1、2及び事業対象者が利用する訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメント等の費用でございます。

2目一般介護予防事業費、1,031万1,000円は、生活習慣病の予防、介護予防等に係る費用でございます。地域介護予防活動支援事業を実施する団体が見込まれることから、前年度より介護予防・日常生活支援総合事業補助金を30万円増額しております。

2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費、3,484万8,000円の主なものは、地域包括支援センター運営委託料3,273万2,000円と、次

の414、415ページの生活支援体制整備事業経費58万3,000円と認知症施策推進事業経費125万7,000円でございます。

認知症施策推進事業経費につきましては、認知症初期集中支援チーム委託料103万7,000円に加え、新たに認知症看護認定看護師による支援体制を整え、事務事業協力報償22万円を計上しております。

2目任意事業費、1,652万9,000円につきましては、認知症高齢者見守り事業、非課税世帯へ紙おむつを支給する家族介護支援事業、成年後見制度利用者支援事業、在宅高齢者配食事業、シルバーハウジング事業等の費用で、前年度と大きな変更はございません。

416ページ以降の4款基金積立金、5款諸支出金、6款予備費につきましても、前年度から大きな変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、386、387ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料、3億7,495万5,000円につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業量を見込み、それに伴う第1号被保険者の保険料23%分として普通徴収分、特別徴収分を計上しております。

388、389ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、326万円は、美幌地域3町介護認定審査会の経費を、高齢者人口及び審査件数等により、津別町25.08%、大空町26.19%、美幌町48.73%に案分し、津別町、大空町からの負担金でございます。

2目利用者負担金、6万2,000円につきましては、シルバーハウジング入居者負担金でございます。

390、391ページをお開き願いま

す。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、3億1,490万円につきましては、居宅介護サービス費20%、施設介護サービス費15%の介護給付費に係る国庫負担分でございます。

その下の2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、高齢者の割合と所得水準の格差を調整するための交付金で、給付費総額の7.51%、1億2,962万2,000円を見込んでおります。

2目保険者機能強化推進交付金、1,000円につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止に対する取り組みの支援として平成30年度に創設された制度で、取り組みの評価指標により算出された点数により交付されるものであります。

3項地域支援事業交付金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金、1,102万円につきましては、対象事業費の25%が、2目包括的支援事業・任意事業交付金1,243万1,000円につきましては、対象事業費の38.5%が交付されるものです。

392、393ページをお開き願います。

4款、1項支払基金交付金、4億6,602万1,000円、2項地域支援事業交付金、1,190万円につきましては、介護給付費と地域支援事業費に係る支払基金が負担する27%分の交付金でございます。

394、395ページをお開き願います。

5款道支出金、1項道負担金、2億4,605万3,000円につきましては、居宅介護サービス費12.5%、施設介護サービス費17.5%の北海道の負担分でございます。

2項地域支援事業交付金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金、550万9,000円につきましては、対象事業費の12.5%が、2目包括的支援事業・任意

事業交付金621万6,000円につきましては、対象事業費の19.25%が交付されるものです。

次に、396、397ページの6款財産収入、5万4,000円は、介護保険基金の利子でございます。

398、399ページをお開き願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、2億1,575万1,000円につきましては、介護給付費に対する12.5%の町負担分であります。

2目地域支援事業繰入金、3,930万9,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業分が12.5%の550万9,000円、包括的支援事業・任意事業分が19.25%のルール分、621万6,000円と、2,758万4,000円の町単独負担分であります。

3目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1階層の軽減分について、一般会計で収入される2分の1の国庫負担分と4分の1の北海道負担分に、町負担分4分の1を加えた389万4,000円でございます。

4目その他一般会計繰入金、4,399万1,000円につきましては、職員4名分の人件費及び事務費の繰り入れであります。

2項基金繰入金、300万円につきましては、歳出の不足分を介護保険基金から繰り入れするものであります。

なお、平成31年度末基金残高は846万5,000円の見込みであります。

400ページ以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案書の199ページ、議案第17号平成31年度美幌町公共下水道特別会計予算についてであります。

説明につきましては、別冊の予算書により御説明申し上げますので、予算書の431ページをお開き願います。

平成31年度美幌町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億840万4,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項につきましては、第2表、債務負担行為で御説明申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、第3表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6億円と定める。

次に、434ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為であります。

終末処理場非常用発電設備更新工事限度額を1億2,900万円とするものであります。

期間は記載のとおりであります。

施設の老朽化が進んでいる終末処理場の非常用発電設備について、平成31年度と平成32年度の2カ年で更新工事を実施しようとするものであります。

次に、435ページをお開き願います。

第3表、地方債であります。

初めに、公共下水道事業の限度額7,930万円で、この内訳は、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託3件と、終末処理場非常用発電設備更新工事が1件、下水道長寿命化管渠更新が1件、公共汚水ま

す設置工事が1件、管渠更新工事に伴う上水道配水管布設替工事補償費が1件の計7件の事業費から補助金を差し引いた額を公共下水道事業債で借り入れするもので、起債充当率は100%であります。

業務委託の内訳は、後ほど、事項別明細書で、工事内容は工事関係資料で御説明を申し上げます。

その下、下水道資本費平準化債の限度額5,080万円は、施設整備に投資した起債償還額を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れするものであります。

その下、公共下水道事業特別措置分の限度額1,680万円は、平成19年度に繰り出し基準見直しで交付税措置される事業費補正が元利償還金の70%から60%に減額されたことに伴い、その差の分が特別措置分として起債発行が認められるものであります。起債限度額の合計は1億4,690万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、歳出から御説明申し上げますので、454、455ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費、7,779万7,000円は、職員4名分の人件費と事務経費を計上しております。

中ほどの使用料収納事務委託料2,387万3,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託しておりますので、その事務経費を水道事業会計に支出するものであります。

その下の負担金の上から6行目、水道事業会計負担金497万3,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受け付けと検定を水道事業に委託しておりますので、その経費を水道事業会計に支払うものであります。

公課費1,710万3,000円は、消費税を計上しております。

次に、2目維持管理費、2億7,705万8,000円は、処理場施設の維持管理と下水道管渠の維持管理費用を計上しております。

1、終末処理場維持管理事業の燃料費870万3,000円は、処理場ボイラー用A重油で、単価増に伴い、昨年より166万1,000円の増となっております。

その下、光熱水費3,445万2,000円は、処理場と5カ所のマンホールポンプで使用する電気料と水道使用料であり、前年度の使用実績から算出し、昨年度より185万2,000円の増となっております。

その下の修繕料3,691万9,000円は、処理場の機器類の修繕で、平成31年度は21の機器のオーバーホールなどを行うもので、昨年より21万9,000円の減となっております。

このページの最後の行の産業廃棄物処理委託料1,358万5,000円は、下水処理後の脱水汚泥の処理費用を計上しております。

次に、456、457ページをお開き願います。

上から2行目の処理場維持管理業務委託料1億5,435万6,000円は、処理場の維持管理業務の委託費用であり、期間につきましては、平成31年度から33年度までの3カ年の長期継続契約を予定してございます。

その下の電気保安管理業務委託料145万8,000円は、処理場の電気工作物の保安監督について、電気主任技師が退職したため、従来委託しておりました年1回の受電設備総合点検とあわせて、電気保安管理業務を委託しようとするものであります。

その下の2、公共下水道管渠維持管理事業の修繕料1,510万6,000円は、道路上のマンホールの修繕や公共汚水ますでの段差によるつまずきや車両破損事故防止のため、公共汚水ますの切り下げを行うための修繕料で、全体で103カ所分を計上

しております。

また、新たに雨水マンホールふたの取りかえ修繕24カ所を実施するため、昨年度より510万6,000円の増となっております。

その四つ下の管渠清掃委託料561万円は、日の出1丁目、2丁目ほか4地区の送水管9,652メートルの清掃を予定しております。

次に、3目建設費、1億7,543万2,000円は、下水道施設の設備などの更新工事費で、昨年度と比較して6,953万9,000円の減は、主に終末処理場水処理施設機械及び電気設備更新工事の減によるものであります。

業務等委託料の下水道ストックマネジメント計画策定委託料1,200万円は、下水道管渠施設について、平成29年度に策定した下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、管渠の点検調査を行い、修繕・改築計画の策定までを行おうとするものであります。

その下の下水道管渠資材価格調査業務委託料100万円は、下水道管渠更生に係る資材の価格調査を行うためのものであります。

その下の終末処理場非常用発電設備更新工事監理委託料170万円は、昭和56年に整備し、37年が経過した非常用発電設備の更新工事を行うための工事監督を委託するものであります。

その下の実施設計等委託料の終末処理場受変電設備実施設計委託料530万円は、受変電設備の更新を行うためのものであります。

その下の工事請負費の公共汚水ます設置工事440万円は、11カ所分の工事を見込んでおります。

その下の下水道長寿命化計画管渠更新工事4,744万円と、終末処理場非常用発電設備更新工事1億円の内容につきましては、後ほど、予算工事関係参考資料で御説

明申し上げます。

その下の補償金302万5,000円は、町道663号道路、新町1丁目の中家硝子様南側の下水道管渠更新工事に伴い、上水道の配水管の布設がえが必要となることから、工事費相当分を補償金として計上するものであります。

次に、458、459ページは、下水道事業債の元金及び利子の償還金、次の460、461ページは、予備費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、440、441ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款、1項、1目下水道受益者負担金等は、新たに下水道区域となった際に5年間の分割で納付していただくもので、現在納付中の4件、15万3,000円を計上しております。

その下、2目一般会計負担金2,912万9,000円は、し尿等を下水終末処理場で受け入れていることから、処理経費を一般会計に求めるものであります。

その下の3目個別排水処理特別会計負担金202万6,000円は、個別排水処理会計の事務を下水道事業で行っていることから、人件費の40%相当分の負担を求めるものであります。

次に、442、443ページをお開き願います。

2款、1項、1目下水道使用料3億5,923万8,000円は、現年度分3億5,685万1,000円と過年度分238万7,000円を見込んでおります。

次に、444、445ページをお開き願います。

3款、1項、1目公共下水道費国庫補助金8,950万円ではありますが、この内訳につきましては、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託に係る補助金が4業務、補助率10分の5で1,000万円、管

渠更新工事に係る上水道配水管布設替補償工事が1事業、補助率10分の5で78万円、終末処理場非常用発電設備更新工事に係る補助金が1工事、補助率10分の5.5で5,500万円、下水道長寿命化管渠更新工事に係る補助金が1工事、補助率10分の5で2,372万円、合わせて8,950万円を見込んでおります。

次に、446、447ページをお開き願います。

4款、1項、1目一般会計繰入金、3億8,089万円は、総務省通知の繰り出し基準で定められている基準内繰り入れ3億771万5,000円を含む一般会計からの繰入金であります。

次のページの繰越金、その次のページの諸収入の説明は省略させていただきまして、452、453ページの7款、町債につきましても、第2表、地方債で御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明いたします。

別とじとなっております図面等の参考資料の6ページをお開き願います。

公共下水道建設事業（処理場）であります。

昭和48年の下水道整備着手から45年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、下水道長寿命化計画のもと、平成25年度から終末処理場の水処理施設の機械・電気設備の更新工事を行っているものであります。

一般平面図の下側で、太線で囲っている箇所が平成31年度の施工箇所であり、平成31年度と平成32年度の2カ年で終末処理場非常用発電設備更新工事を予定しており、平成31年度は工事費1億円を計上しております。

この整備は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率55%、補助残は公営企業債、充当率100%を充当しての

整備を予定しております。

続いて、7ページをお開き願います。

公共下水道建設事業（管渠）であります。

工事概要は、管渠更新396.48メートルとマンホールふた取りかえ15カ所であります。

管渠更新は、設置から既に35年、37年、39年、40年が経過した管渠の更新工事であり、図面番号①は、仲町1丁目、美幌小学校北側、川口様宅前の46.02メートル、②は、なかまち南公園西側の24.44メートル、③は、浅倉様宅から仲町緑道までの14.20メートル、④は、仲町2丁目、古本様宅から国道240号までの32.02メートル、⑤から⑦は、新町3丁目、A-1ビルの交差点から西側に行き、デュース様までの117.38メートル、⑧は、新町1丁目、香川履物店様の横の27.91メートル、⑨は、中家硝子様南側の24.83メートル、⑩は、安倍養蜂園様付近の51.85メートルで、⑨と⑩は、管渠にたるみが生じていることから、開削による布設がえを予定しております。これらの合計は338.65メートルであります。

次に、8ページをお開き願います。

⑪から⑬は、東3条北2丁目、しゃきつとプラザ東側の57.83メートルで、これら合計で396.48メートルであります。

工事費は4,744万円を計上しており、この整備は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率50%、補助残は（公営企業債）、充当率100%を充当しての整備を予定してございます。

続きまして、議案書の200ページであります。

議案第18号平成31年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてであります。

説明につきましては、別冊の予算書により御説明申し上げますので、予算書の471ページをお開き願います。

平成31年度美幌町の個別排水処理特別

会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億550万8,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。

次に、474ページをお開き願います。

第2表、地方債であります。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,500万円であります。今年度は、10戸の設置を予定しております。下水道債と辺地債及び過疎債を併用いたします。

次に、歳出から御説明申し上げますので、490、491ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費、401万2,000円は、個別排水処理に関する事務経費を計上しており、前年度と比較して139万6,000円の増は、27節の公課費、消費税の中間納付が生じることによる増であります。

次に、2目維持管理費、3,208万2,000円は、現在設置されている個別排水処理施設312基の維持管理に係る費用で、前年度と比較して8万5,000円の増は、平成30年度設置の浄化槽の維持管理がふえたことによるものであります。

修繕料621万3,000円は、浄化槽ポンプの空気調整弁交換や、ろ材入れかえ、ブローポンプなどの修繕を行う費用で、その下の手数料467万2,000円は、浄化

槽法による水質検査手数料と汚泥処理手数料であります。

その下、施設保守点検委託料875万7,000円は、浄化槽法による年3回の保守点検委託料であります。

その下、清掃業務委託料1,244万円は、浄化槽内の汚泥くみ取り、洗浄を行うものであります。

3目建設費、3,667万5,000円は、個別浄化槽設置工事費用で、平成31年度は、5人槽4基、7人槽4基、10人槽2基の計10戸分を予定しております。

次に、492、493ページをお開き願います。

2款、1項、1目個別排水処理事業元金償還金、2,535万2,000円、その下、利子償還金737万7,000円は、平成30年度までに借り入れをしました起債の元金と利子の償還であります。

次の494、495ページは予備費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、478、479ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款、1項、1目個別排水処理施設受益者分担金、162万1,000円は、今年度予定しております10基分の受益者分担金であります。

次に、480、481ページをお開き願います。

2款、1項、1目個別排水処理施設使用料、2,134万9,000円は、平成30年度までに設置しました312基と平成31年度に予定している10基分の使用料であります。

次に、482、483ページをお開き願います。

3款、1項、1目一般会計繰入金、4,735万6,000円は、総務省通知の繰り出し基準で定められている基準内繰り入れ2,290万9,000円を含む一般会計からの

繰入金であります。

その次のページの繰越金、その次のページの諸収入の説明は省略させていただきまして、488、489ページの6款町債につきましては、第2表、地方債で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は11時10分といたします。

午前 10時55分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案書の201ページになります。

議案第19号平成31年度美幌町水道事業会計予算についてであります。

説明につきましては、別冊の予算書により御説明申し上げますので、予算書の501ページをお開き願います。

総則。

第1条、平成31年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数は8,692戸でありまして、平成30年度当初より76戸減の計上であります。

(2) 年間総給水量は192万5,000立方メートルでありまして、前年度当初より3万7,000立方メートル減の計上であります。

(3) 1日平均給水量は5,273立方メートルでありまして、これも前年度当初より102立方メートル減の計上であります。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は昨年より減となっておりますが、平成30年度の実績見込みにより見込んだものであります。

(4) 主要な建設事業につきましては、資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

収益的収入及び支出、第3条と、502ページの資本的収入及び支出、第4条につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債。

第5条、初めに、水道管路耐震化事業、限度額1,700万円ではありますが、内容につきましては、日並浄水場から田中配水池までの基幹管路更新実施設計委託を行うものであります。

その下の水道施設等耐震化事業、限度額2,060万円ではありますが、内容につきましては、平成30年度に実施できなかった日並浄水場管理棟上屋、急速ろ過池上屋の耐震補強工事を行うものであります。

その下の水道施設整備事業、限度額5,690万円ではありますが、内容につきましては、日並浄水場ブロック形成池機械設備工事ほか3件で、詳細は歳出で御説明させていただきます。

その下の水道管路整備事業、限度額1億1,970万円ではありますが、内容につきましては、配水管新設工事1路線、配水管布設がえ工事11路線の計12路線で、詳細は、後ほど、予算工事参考資料で説明させていただきます。

その下の量水器収納筐設置事業、限度額1,370万円ではありますが、内容につきましては、平成24年度から11年間の計画で伸縮式の量水器筐に交換、整備するもので、平成31年度は134戸分を計上しております。いずれも企業債の充当率は100%で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、503ページをお開き願います。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条と、たな卸資産購入限度額、第8条につきましては、記載のとおりであります。

次に、504、505ページをお開き願います。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

1款、1項、1目給水収益、4億1,622万円は、平成30年度の決算見込みを踏まえ、減額の計上となっております。

その下、4目その他営業収益、3節雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料2,387万3,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を公共下水道特別会計から受けるもので、下水道使用料調定件数の割合で求めた48.37%で算出したものであります。

2項営業外収益の中の3目長期前受金戻入、7,125万5,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

その下の4目、1節その他雑収益の中の下水道排水施設業務負担金376万3,000円は、下水道の排水施設の新設や改造の受け付けと検定に伴う経費を公共下水道特別会計から受けるもので、施設担当職員の人件費の25%と排水台帳管理システム負担金で算出したものであります。

次に、506、507ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、1目原水及び浄水費、5,797万6,000円は、水源池及び浄水場に係る維持管理経費を計上しております。前年度と比較して382万円の増額は、主に日並浄水場運転管理等業務委託料及び水処理用薬品費の増に伴うものであります。

15節委託料の日並浄水場運転管理等業

務委託料は、平成26年度から委託しております管理委託料で3,145万8,000円を計上しております。

21節薬品費、1,257万7,000円は、凝集剤のポリ塩化アルミニウムや次亜塩素酸ナトリウムなどの水処理薬品費用を計上しております。

次に、508、509ページをお開き願います。

2目配水及び給水費、5,198万2,000円は、職員2名の人件費と田中配水池と7カ所の加圧ポンプ所及び配水管路の維持管理経費を計上しております。前年度と比較して1,418万7,000円の減額の主な内容は、検定期間満了分の量水器取りかえ用材料費の減によるものであります。

15節委託料の一番下の行、検定期間満了分量水器取替委託料320万8,000円は、量水器取りかえに係る業務委託料で、交換数量の減によりまして、前年度と比較して238万1,000円の減であります。

18節修繕費、897万3,000円は、配水及び給水施設の修繕に係る費用で、高区第2加圧ポンプ所非常用発電機の修繕など、前年度と比較して101万8,000円の増を見込んでおります。

22節材料費の量水器取替用材料費801万7,000円は、量水器取りかえ458戸分を計上しております。

次に、510、511ページをお開き願います。

3目業務費、4,203万5,000円は、水道使用料の賦課徴収に係る営業担当職員4名分と臨時職員1名分の人件費、検針の経費、電算事務経費などを計上しており、前年度と比較して157万8,000円の増額の主な内容は、15節の電算機器委託料のうち、水道料金及び下水道料金システムの元号改正プログラム改修と、消費税改定対応プログラムの改修の増によるものであります。

次に、512、513ページをお開き願

います。

4目総係費、2,739万6,000円は、水道主幹の人件費と建設水道部長の3カ月分の人件費相当分を給与費負担金として計上しており、前年度と比較して1,104万円の増額の主な内容は、15節、田中配水池整備基本設計委託料の増によるものであります。

中ほどの5目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費の中の一つ下、リース資産610万2,000円は、管路管理システム、企業会計システム、水道料金システムの固定資産の割賦払い金をリース資産として計上しております。

次に、514、515ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息は、企業債償還利息2,361万6,000円を含む利息額を計上しております。

2目消費税、支払消費税832万6,000円、3目雑支出、雑費として過年度還付金20万円、3項予備費として5万円を計上しております。

次に、516、517ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目企業債、2億2,790万円ではありますが、第5条、企業債で御説明させていただいたとおり、予算工事関係参考資料で御説明させていただきます。

その下、2項、1目国庫補助金、2,370万円は、日並浄水場から田中配水池までの基幹管路更新実施設計委託、補助率3分の1と、日並浄水場管理棟上屋、急速ろ過池上屋の耐震補強工事、補助率4分の1、これらの国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施するものであります。

その下、3項、1目、簡易水道等施設整備事業実施区域水道施設分担金は、豊幌地区で新たな給水を受けようとする世帯を想定し、1件分の200万円を計上しております。

その下、4項、1目、下水道工事に伴う上水道布設替工事負担金は、町道663号道路、新町1丁目、中家硝子様南側の下水道管渠更新工事に伴う布設がえであり、公共下水道特別会計補償金を充当して行う補償工事であります。

その下、5項、1目、一般会計出資金2,350万円は、日並浄水場から田中配水池までの基幹管路更新実施設計委託と、日並浄水場管理棟上屋、急速ろ過池上屋の耐震補強工事について、補助金などを差し引いた残りを、総務省通知の繰り出し基準に基づき、一般会計から受け入れするものであります。

次に、518、519ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費、2億7,203万円は、施設担当職員1名分の人件費を含む水道管の布設がえ及び水道施設整備に係る経費を計上しているものであります。

このページの中ほど、15節委託料のうち、水道管路耐震化事業4,900万円は、日並浄水場から田中配水池までの基幹管路、送水管の更新のための実施設計を行うものであります。

23節工事請負費の水道施設等耐震化事業3,500万円は、平成30年度に実施できなかった日並浄水場管理棟上屋、急速ろ過池上屋の耐震補強工事を予定しております。

その下、水道施設整備事業5,696万円は、4件の工事を予定しており、1件目は、日並浄水場天日乾燥施設整備工事で、昭和37年に緩速ろ過池として整備した天日乾燥床の透水板や排水路の整備、ろ過槽のろ過砂や砂利を入れかえるもので、3カ年計画の2年目で、工事費740万円を予定しております。

2件目は、日並浄水場ブロック形成池機械設備整備工事で、平成8年に設置した機

械設備を更新し、原水の水質に応じて薬品を注入し、適正なフロックを形成するための減速機、電動機、攪拌機を更新するもので、3年計画の最終年で、工事費3,696万円を予定しております。

3件目は、桜沢加圧ポンプ所計装設備工事で、平成15年に設置した遠隔監視用通信装置を更新し、施設の運転状況を監視するもので、工事費900万円を予定しております。

4件目は、瑞治流量計室計装設備工事で、昭和56年に設置した減圧弁と圧力計を更新し、減圧後の圧力を測定し、圧力調整の基準とするもので、工事費360万円を予定しております。

その下、水道管路整備事業1億2,273万円は、後ほど、予算工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下、簡易水道等施設整備事業200万円は、分担工事1戸分の予算設定であります。

その下、2目業務設備費のうち、2節量水器筐取替費1,370万5,000円は、134戸分の設置委託と量水器収納筐代を計上しております。

その下、3目資産購入費、5節リース資産501万9,000円は、債務負担行為で購入している水道料金システム、管路管理システムと、長期継続契約で購入している土木積算システムを計上しております。

その下、2項、1目企業債償還金、1億4,674万円は、総務省公営企業金融公庫、市中銀行から借り入れた企業債の償還金であります。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明申し上げます。

別とじとなっております図面等の参考資料の9ページをお開き願いたいと思います。

9ページ、水道管路整備事業であります。

老朽化している水道管路について、計画

的な布設がえを実施するとともに、道路整備等に関連した水道管網を整備し、安定した給水を図るものであります。

地図番号①町道262号道路、大通南1丁目の配水管新設工事であります。道路改良にあわせ、ポリエチレン管、管径100ミリメートル、延長110メートルの配水管を新設するもので、工事費500万円を予定しております。

次に、飛びまして、地図番号⑫、町道663号道路、新町1丁目、中家硝子様南側の下水道管渠更新工事に伴う布設がえであり、ダクタイル鋳鉄管、管径100ミリメートル、延長17メートル、工事費303万円を予定しております。

この工事は、公共下水道特別会計補償金を充当して行う補償工事であります。

以降につきましては、老朽管の布設がえ工事であります。

工事概要に記載の既設管の布設年度、新設管種、管径は省略させていただき、工事箇所と工事延長、工事金額を説明させていただきます。

地図番号②町道2号道路、稲美は、美幌中学校前の道路整備工事にあわせ、都市開発コンサルタント様の交差点から石川様宅まで、延長280メートル、工事費2,830万円を予定しております。

地図番号③町道635号道路は、鳥里4丁目、田子様宅前、北中学校入り口から公園通りまで、延長170メートル、工事費1,250万円を予定しております。

地図番号④町道610、612号道路、元町は、美幌小学校西側で、瀬川様宅から西島様宅まで、延長210メートル、工事費1,900万円を予定しております。

地図番号⑤町道417号道路、稲美は、緑の苑東側から学園通まで、延長150メートル、工事費940万円を予定しております。

地図番号⑥町道419号道路、稲美は、あさひデイサービスセンター東側から学園

通まで、延長150メートル、工事費940万円を予定しております。

地図番号⑦町道532号道路、報徳は、道路整備工事にあわせ、陽光台団地入り口、図面の右側から延長130メートルの布設がえを行うもので、工事費800万円を予定しております。

地図番号⑧町道533号道路、報徳は、同じく道路整備工事にあわせ、陽光台団地入り口、図面の左から延長80メートル、工事費410万円を予定しております。

地図番号⑨町道2号道路、三橋南は、歩道整備工事にあわせ、東町1丁目、セブンイレブン様向かいの延長82メートル、工事費500万円を予定しております。

地図番号⑩町道503号道路、新町2丁目は、道路整備工事にあわせ、香川履物店様から伊藤様宅まで、延長180メートル、工事費1,100万円を予定しております。

地図番号⑪町道205、206号道路、仲町2丁目は、廣田様宅からコーポラスマルミ様まで、延長105メートル、工事費800万円を予定しております。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は202ページでございます。

議案第20号平成31年度美幌町病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の533ページをお開き願います。

平成31年度の予算計上につきましては、診療及び施設の維持管理に必要な経常経費のほか、給与費では、常勤医師11名分の人件費や、停電時の病院機能維持のための電源改修費、老朽化した診療施設の修繕費などを計上し、建設改良では、医療機器の更新等に必要の予算の計上を行ったところであります。

第1条、平成31年度美幌町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量及び第3条の収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の人数及び金額を定めるものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、534、535ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の金額を定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億366万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債につきましては、起債の目的を医療機器更新等事業とし、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

この起債につきましては、病院事業債は、元利償還額の25%、過疎債につきましては、元利償還額の70%が交付税措置されるものであります。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費、交際費の額をそれぞれ記載のとおり定めるものであります。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計補助金につきましては、それぞれ公営企業会計に対する繰出金としてルール分の繰り入れを、国保会計の直診施設健康事業補助金は、病院が実施する健康事業に対する補助金として計上するものであります。

第9条では、たな卸資産購入限度額を2億4,300万円と定め、第10条の重要な資産の取得は、取得価格が700万円を超える医療機器の購入として、一般X線撮影装置一式とレントゲン写真をデジタル信号に変換するためのFPDシステム一式を定

めるものであります。

次に、536、537ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

医業収益では、入院及び外来収益は、平成30年度の実績を踏まえ、見込んだ収益を計上し、年間患者数及び1日1人当たりの収益額の見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

その他医業収益のうち、下から2項目めの一般会計負担金は、公営企業会計に対するルール分の繰り入れとして、救急医療の確保に要する経費は、交付税措置額相当分を、小児救急に要する経費につきましては、特別交付税の基準額より算定した額を、医師確保に要する経費につきましては、医師募集に係る経費分を計上するものであります。

その他の収益につきましては、それぞれ記載のとおり所要額を計上するものであります。

次に、538、539ページをお開き願います。

医業外収益であります。

一般会計補助金と国保会計補助金は、第8条で御説明いたしました補助金を計上するものでございます。

一般会計負担金は、企業会計に対するルール分の繰り入れとして、記載のとおり、それぞれ基準額を計上しておりますが、そのうち、不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、1億1,620万2,000円を計上するものでございます。

その他の収益は、平成30年度の決算見込みを踏まえ、それぞれ計上を行うものでございます。

次に、540、541ページをお開き願います。

医業費用でございます。

給料及び手当等につきましては、医師給与は、外科医師1名の採用を見込み、常勤医師11名分を計上し、看護師、医療技術

職、事務職につきましては、育児休業者の給与を除き、前年同様の予算計上を行っております。

賞与引当金繰入額につきましては、翌年度の6月手当支給に係る引当金相当額を計上するものであります。

賃金につきましては、臨時医師賃金として眼科出張医師、麻酔科医師、休日の日当直を担当する非常勤医師の賃金として所要額を計上し、臨時職員につきましては、看護師、看護補助者等、全体で44名分を計上するものであります。

材料費のうち、薬品費、診療材料費は、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、542、543ページをお開き願います。

医療消耗備品費から経費の保険料まで、各項目とも所要額を計上しておりますが、下から2項目めの修繕費につきましては、その他施設器具等修繕料の中に、停電発生時に既設の非常用発電機から電子カルテ機器等に電源供給するための電気設備改修修繕として219万3,000円を、人工透析装置へ電源供給するための防災用自家発電機の設置に必要な施設及び電気設備改修修繕として675万円を、老朽化した手術室換気装置改修修繕として1,174万円を含め、計上するものであります。

次に、544、545ページをお開き願います。

賃借料から交際費までそれぞれ所要額を計上しておりますが、上から3項目め、手数料の一番上段、医師・看護師等医療従事者紹介手数料につきましては、医療人材確保のため、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、作業療法士1名の紹介手数料を計上するものであります。

それ以外の各費目につきましては、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、546、547ページをお開き願います。

建物減価償却費からその他雑損失までにつきましては、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、548、549ページをお開き願います。

消費税につきましては、消費税の納税分として所要額を計上するものであります。

次に、550、551ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入では、一般会計出資金は、公営企業会計に対するルール分の繰り入れとして企業債元金償還分を計上し、企業債につきましては、医療機器更新等事業の財源充当のため、記載のとおり計上するものでございます。

一般会計負担金は、今回、廃目となるものであります。

次に、552、553ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

建設改良費では、医療機器更新等事業として、第10条に定める一般X線撮影装置のほか、必要な医療機器の購入費用を計上するものであります。

企業債償還金は、企業債の元金償還分を計上するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 疑問点を整理するため、暫時休憩します。

再開は15時50分といたします。

午前 11時40分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時51分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員